

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されていること以外は知らない。
具体的な事例は知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今現在毎月発生しているのか、知らない。
対策は考えられているが、基本的には、修正基本制度に
記載の有様か、その考えが反映しているか、思っている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の記録の不整合については、業務上の一時的な
エラー事象に対して、担当課において適宜処理されている
と
認識の不整合については、議会議場において話題になった
ことがあった。これは、年金記録合点TV、新聞で始めて
知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合記録の発生件数について、重要案件として
取り組まれている。これは、年金記録組合が
おこなわれている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

不明

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題は全然思っていなかった。
最近の報道により知りなりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような問題がもしも知ってびっくりしている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録については報道されている以外に大抵私が本人の中核的な相手と関係している通称年金の中には健康保険の年金の通称年金も2件あったように記憶しています。各県とも知られるかも知れません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

昨今、新聞紙上に未統合のものが何千万件あることが報道されていますが、全く考えられなことでした。今回の問題は、氏名の読み間違い、あるいは生年月日の誤入力等によるものばかりとは思われません。多少の入力ミスは考えられますが、何千万件という入力ミスは考えられません。どういった形で未統合なのか、具体的なお事故内容がわかりません。場合によっては、年金台帳等からの再入力が必要だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた頃は年金記録の問題としてはありませんでした。
現状のような年金問題と知り得たのは、2、3年前、テレビ、新聞紙上で初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

参事意見に言われていたのですが、今後年金受給者が益々増加していきます。
それには加入者同々の正確な勤務記録が最坏事なことです。一人で大量に入力するのは間違っても多くなると思いますので、それを誰かが再度チェックする体制づくり、例えば、地方が入力したものを中央で再入力する形。このような二重チェック体制づくりが重要かと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○退職者
所属	本庁	○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えですか。

現在行なわれている方法を良いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

数度変わる記録の切替え、その事務の一部をアルバイトで処理せざるを得ない状況から、若干の滞り、誤記が発生することもあり得ると思われ、被保険者の申し出により解決されるものと考えた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の状況では、特に問題はないと思える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思いません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

思い当たりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

思い付きません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

おなじみの問題で、今ハレに解決策を思いません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

殆どに認識はしていませんが、
退職後知りなうに成った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 g. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 e. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道ではあるが、いかに年金と関係のある5,000万円の記録について、1件1件確実に調査して行く必要があると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

コンピュータにデータ入力する際に、元データの読み合せを完全に行って誤入力を防止することが不可欠であると認識していました。

年金記録問題が具体的に問題となったのは加退払後であり、その時点で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

^(立場)
地方法院としては、入力リストと元データの読み合せを完全に行うよう努めていました。

大量データであったため、取扱いだけでなくアルバイト等に対しても教育を得なかったことから、どこまで確実に行えたかが疑問であり、処理体制に問題があったのではないかと反省点がある。

しかし、地方法院としては、定員予算等の問題もあり、その時点で精一杯努めたのではないかと考えている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

本人病状の為 記入不能

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していたとき、年金記録問題があるとは知らなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成10年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

発生している問題。事業ごとに現職者一部(管理系)及び社会保険労務士・社会保険労務士が活用し、相対的な規模による処理作業量で解決することとして、将来的に限り現行業務に差支えなく進めようとする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の重要性については、不正事故防止の観点から常に理解して来ましたが、あまりに、諸々の問題事例にかかわらず、本府からの詳細な情報提供が乏しく、また議論の場も少なく、危機意識が極度に薄かったと思います。

問題の存在については、部分的に基礎年金番号導入時の事務処理過程において、統合の点で問題発生したことを本府が周知しました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方監理官時代の年金記録の適正化の観点から、「年金給付担着者は適用事務を処理するに当たって担当業務を明確化する取組み」を提起し、実施されております。

反省点としては次の点です。

- ① 全体を把握している本府からの情報提供が乏しく、各取組の国民の利害に直結している意識が薄かった。
- ② 本府、地方府の意思疎通、一体性が欠けていた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金の年金記録は、通用事業所等に管理され、事業所名簿に被保険者番号、標準報酬、資格取得、年月日等記載され管理されています。個人の住所による管理では、同名同姓、生年月日が同じ人が、資格の取得喪失を繰返した場合、また通用事業所の廃止されていた場合など、後日、年金受給の際の本人記録の統合時等で相当時期を要し、また本人が、年金手帳を紛失している等もあり、管理方法の改善が必要と考えました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では、基礎年金番号に統一されているが、本人の申し出がない限り、統合済みの状態になっているものが多いのではないかと思われるので、古い記録については、事業所名簿を個々のケースで必要と認められる調査をして行くことが必要と考えます。今後は、年金納付番号制も必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時期及び在籍後の年金制度においては、適用、保険料徴収、資格記録、年金給付事務により、地方自治体の作業が行われていたが、制度の目的として、最終的に年金の受給資格を確認するための資格記録(年金記録)は、非常に重要なものであると認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金給付担当時期には、年金申請者の申出内容と保管記録内容の適合に留意し、可能な限りのチェックを実施していたと認識しています。

現在、これだけの年金記録問題が発生していることについては、もっと早い時期に基礎年金番号への統一又は、年金総番号制への移行が実施され、併せて加入者との連携を密にし、年金記録の相互確認が行われていれば良かったと考えます。

これから定期的に年金特別便の様な確認作業が必要と考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○退職者
所属	本庁	○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金の記録問題については、自分の記録漏れを書く時、退職前、自分の記録を記入した記録漏れがあり、漏れがあることを、年金事務所に訂正を依頼した前年、このように、最終的には訂正された。会社に入社した当時は、記録は手書きであり、事業所の担当者が、その間違、(生年月日取得年月日、年金番号等)と、生年月日、取得年月日の間違いは、事務所の担当者が、気づくことが出来れば、早い事務処理がなされる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問 49.75%

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の問題は多少はあると思っていたが、現在あるような問題になることは思っていなかった。
このような問題の存在を知ったのは、各報道機関の報道を知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(対応していない)

現在、代客処理能力を発展させた届書(年金番号、生年月日、資格取得年月日、重複取得等)を処理し、除
争議の疑いがあるものを瞬時に抽出し、争議の疑いがあるものをその日の事務処理の終了後に調査処理する。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○ 退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に記憶がありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

それぞれの記録と探して下さい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍しているときには、特に問題がなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に思いません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けでどのような方策をとればよいとお考えですか。

良策は思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識してありませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方での対応は限界があり無力感があります。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不詳

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたが存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

同前卷上第家録内題の如しお同記の如し。
 同前卷中上第家録内。Aの如しお同記。
 (同前)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新入大蔵の欠部は、所収の書裁が低ゆへ、紙に因り、現大蔵に比して、字の録の完全 ~~整齊~~ 整齊は必要。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

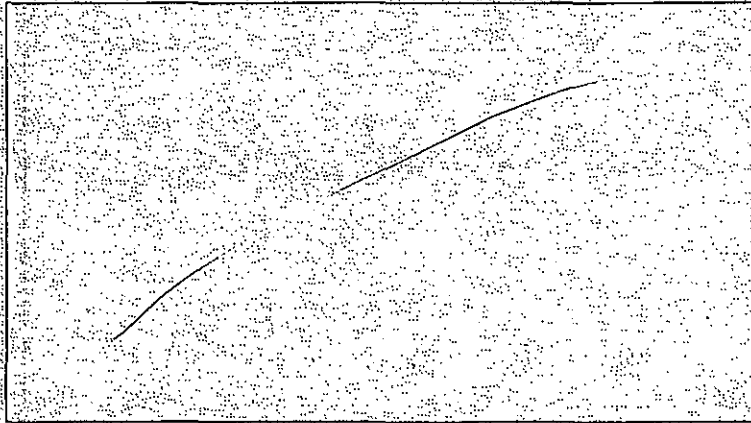
(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

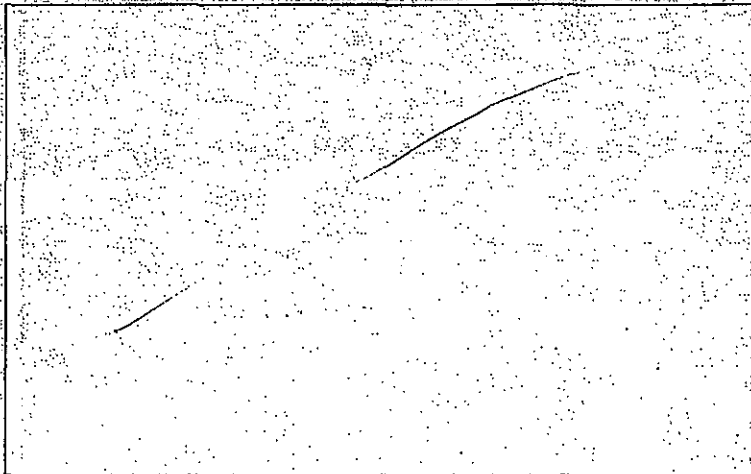
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本人及び事業主が、年金番号の確認を重要な事務と認識し、
 正確な届出をしていれば大きな問題とならなかったが、それに対して
 事務所等での指導も足りなかったと思います。
 古い紙台帳の移転については聞かされていません。
 基礎年金への記録の統合について本人が強く意識し、
 確実に手続していきなれば問題とならなかったのではないかと

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今後毎月定例で記録問題についての教育宣伝を常
 に実施していく施策が重要だと思います。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っている記録の通知を全て思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

将ハ 批

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者記録帳簿のオンライン化システム移行時に、年金記録の作業が、被保険者の作業スケジュールに追いつけず、被保険者の記録が不足するおそれがあった。
被保険者記録帳簿の厳正な管理のために、作業スケジュールに余裕をもち、被保険者記録と年金記録(被保険者)内の記録と、年金記録の正確な作業(数回)が必要であった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の問題認識にあったが、作業スケジュールに追いつけず、作業が不足するおそれがあった。記録帳簿に記録帳簿を厳正に管理し、記録の正確性を保つた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○退職者
所属	本庁	○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金に特例を適用し、早期解決を願っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金、被保険者等から適切な届出がされなかった部分もあるという年金記録問題は新聞紙上で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度を活用し早期解決を願っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題点は、大分把握されていると認識しております。
 今後は、職員の高齢化に伴い、職場環境(特に健康面)を整えることで、年金業務の効率向上を図ること、ひとつの方策と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していたときは、そのような問題もなく認識していませんでした。

問題を知るのは、年金問題です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙媒体のマクロフィルム化をもっと早い時期に実施すべきであった。

コンピュータに対するセキュリティが甘かったと思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

has you.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知らない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録に不備があった時点では、速やかに対応を求めた。
時期が遅延したのを反省点にしていると思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等で公表されている以外は特別の事例は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金者特別便、オミテた会等が中心、解決に向けて取り組んでいる。引続き専門をわけて継続調査したい。
 ・事務量がたいへんという声、退職職員にも積極的に事務処理に協力要請したい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時(55年頃)紙台帳と切り離し業務センター送付の
業務量が一事務所でも膨大だったと記憶している。
全国事務所から送付された記録の入力作業、業務センター
での入力処理が不明。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時地方では特別の問題となる事例は無いと
記憶している。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道等以外情報はなし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点での解決策については、一つつま合していくし、思い浮かばない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化し、時のコンピュータ入力のミスや不備が少なくないことは、漠然と感じていたが、取組後の平成18年5月頃の不正免除問題、翌年平成19年5月、基礎年金未統合のままの年金番号が異なることを国会やマスコミ報道で知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当初のオンラインシステムの機能(精度)不足とあるが、労働組合のオンラインに反対がシステム改革や取組の意欲に影響を及ぼしたことは大きい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

近年初視されている年金の「未統合記録」問題など一連の果題は、当時の地方の現場では考えられない事柄で、地方が社会保険庁業務課へ送付された個人記録は、正しく記録保存されているものと認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

夫のDVと逃げ隠れを繰り返して就職し、年金とこ
ろから就職していた年々年金記録を繰り返して、本人
側の事情による年金記録問題が一定の割合
で存在する。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進められている定期便寄附金による
お知らせ、若しくは年金会に対する申し立ての
他、上記事情のような本人から申し立てない
限り、100%解消は困難。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題とは、出稼先等で記録を
何れも失った人が年金手帳を失くしてしまい、60分可
でから過去の記録から加入期間を思い出すために
常に本人が年金や死亡年金といった年金に悩まされ
記録を提出すること自体が困難。
定期的に記録を改ざんした年という年は
一連の年金をやり直さなければならない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人の仲介をもち、過去の記録を探す
ためにオンラインで検索してもらった。記録は
紙台帳から引き取り出して調べた記録
にある。

本人に定期的に加入記録の案内をすな
わねば、取組には人の一生をなまする
記録を預けているという教育を徹底すべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時の記録が管理職及び理
 事長の手記にのみと狭い範囲で残っている。これ
 により、当時の本社の記録について、概ね、会社として取り扱
 った資料が一本と認識されている。採合記録残本が所
 属の危険である。(当時の主簿持掌司の記録の概
 想は、~~株主~~本人の帳で手作業の記録に正確でない
 が、当時の記録の会社の本質についてのみ正確である。)

(佐々木と鉄舟の最初の文章)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

以上の意見は新聞目録局から来たもの、新聞局の緊急
 処理の道に於ける問題は解決することになり、
 新聞局の一方であること、もう一方は我が国に於ける
 新聞の勢力を大に減らす。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について今まで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら具体的に教えてください。

年金給付を担当した経験から、年金記録に関心をもっていました。世間に知られていない問題は特にありません。敢えて言うなら、次のことです。

1. 労働者年金保険の頃は、現在の韓国、北朝鮮、台湾等出身の方々は当時、日本人名で加入していた、と聞いていますが、本国名は台帳に記載がない、と記憶しています。
2. 出始めのころ(昭和30年前後のころか、)のボールペンのインクは滲んで字が読め難くなったものがあった。インクが滲んで、読め難くなるのは、使用後数月後のことでした。

年金記録の担当者が筆記具を選定出来ませんし、当時液のインクを付ける鉄ペンを使うよりボールペンは能率的だと推奨されていたようです。

ボールペンのインクの粗悪品に対する規制がなかったのでしょうか。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 現時点では、1については、時の経過が経ちすぎて解決はできないと思います。
2については健康保険被保険者名簿で年金記録を探す可能性があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁での年金給付担当の経験から、年金記録は大切だと認識していました。

1. 厚生年金記録は、被保険者台帳(地方で手作業処理)から統計会計組織による記録管理(本省年金業務室)へ、さらに電算処理(社保庁)へと移行し現行に至っていますが、その移行に際し、記録不備については、地方庁と本庁は、照会・回答方式で補正に努めました。が、移行時、すでに資格喪失している分は、積み残しになったのですが、その処理の企画立案は社保本庁で行なうものと思っていました。又、5千万件云々は、退職後のことで、具体的には承知していません。
2. 過去に、事業所の現場長に取得届出等が委任されていた結果、同時学卒採用者間で取得日が異なったり、給与規程改正で賞与が年4回から3回以下になり、報酬月額が数等級下がる例はあった記憶があります。
3. 本来、ある筈のない年金番号の重複整理と氏名、生年月日の訂正が意外に多いと日頃感じていました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 1については、厚生年金記録の移行に伴う、本庁からの記録不備の照会に対し、地方庁で、調査し、回答した。職員は丁寧に調査し、補正に努めました。
- 2については、就業規則・給与規程の改正により報酬月額が下がることは認められるべきです。
- 3については、転職に伴う年金記録の脱落防止につき、地方庁では、取得届への年金番号、氏名等の記入にあたっては、厚生年金被保険者証で確認するよう、事業所へ配付する社会保険だより等で広報しました。が個人々まで浸透していなかった。年金番号の重複整理、氏名、生年月日訂正の絶滅、加入期間脱落絶滅のため、20歳到達時点で住所地で年金番号を交付することが望ましい、と思います。
年金番号記載事項 氏名、生年月日、性別のほか番号は都道府県2桁・区・市町村2桁・丁目、字名2桁・交付年2桁・交付番号3桁程度を組み合わせる。
国民年金等は、もう少し事務量の軽減の方向で改正するべきです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

消滅年度と標準報酬の改定等世間一般に報道されている以外は、特に知らず、方お報道された問題が全てだと思っております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題の解決に厚生大臣が「年内解決」が目標を報道されてはいますが、本当に完全実施する気持があるのか、その点、必要な人員、予算、日程等を細かく算出し、具体的なスケジュールを公表して欲しいです。私達の方は国民のために安心でき、年金事務もやりやすくなり、年金の納付に不安はなくなり、早く正常な年金が支払われることを期待しております。現状のやり方は、年金の公平性を損ない、国民の負担も無理に思いますが、おのれが利用しているのです。おのれが利用している年金の公平性を損ない、国民の負担も無理に思いますが、おのれが利用しているのです。おのれが利用している年金の公平性を損ない、国民の負担も無理に思いますが、おのれが利用しているのです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍以次的人下方因特殊問題，未治以認或同治以次。
存在的人係一維難道，所以以次的人。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

有政府金庫、銀行金庫とあるが、前者は、氏名と年月日用通手紙が添付
 入り、後者は、本人記入と名刺が添付する。
 本人の住所、年齢、会社名、職業、収入額、結婚の有無、家族構成（入力時、この欄は、
 用通手紙と別紙が添付、内容が一致しない場合は、記入し直す。
 それ以外の欄は、省知事入力者（個人での確認者）が入力後、再度確認する。
 入力後、結果として、入力内容、本人の意見と記入して頂く欄がある。
 内容の事柄が記入し直す。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくわかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

非常に大事の問題だとは思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金については事業主への指導が重要であつたので、これ等についていろいろ対応しました。
現時点でのことはよくわかりません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

地方庁に在職中は年金記録については、当然法令をはじめ通知・通達や処理取扱書によりとりつてその都度原票等と本庁(業務センター)へ送達しており、記録の統合管理は本庁に任せて行われていると理解しています。

年金記録は、正確に統合管理されていると認識していますが、年金記録の問題の事象以外には、他に承知しているとはいいません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方庁に在職していたのは、10年以上前であり、今の現状も知らない中で回答しているため、いまいち。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問3に回答済みであり、業務上ではあり、在職中は年金記録問題とは構えず、仕事といたしましては、社会保険事業の環境に誤差と業務上では、迅速してあり、本府で正確に処理されているものと認識していました。
又、この問題を知ったのは、近年、テレビ新聞などで知り、びっくりしている状況である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3に回答済みであり、地方庁での処理、迅速は正確に行われていると認識しており、地方庁に在職している者としては、対応がしなやかでいとおもっている。
しかし、現時点でのみならず、消えた年金など、世論も沸き、国民の年金に対する不信感と与えらることは重大な問題であると考えている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(1) 昭和八年4月國民會館開會

- ・ 国民年金制度に反対し加入拒否運動、年金手帳を返して者
から個人ごと部ごと、組織化して団体ごと行われぬが、
その後加入するも未納と評し、拒否かべらと思ふ。
- ・ 各戸を訪問し国民年金手帳交付を徹底しむが、矢分のみでは
妻分のみに交付せず未納の状況いふ、はなはだ。
・ 年金加入者、他県、他市町村へ転居したとき、住所変更の手続
をするが、国民年金の順をしない、はなはだ。年金加入者、住民票
を統合すると、国民年金手帳番号のひらがな、新しい国民年金番号
の手帳を交付される、この重複がみえ、と評し、はなはだ。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- (1) 基準日を前送し、その時点を生きている満20才～満60才以下の新規にふるふる番号、例としては、社会保険番号からなる家族番号等の番号を付与し、本人の記録、居住用氏名金庫組合の期間を統合し、本人に確認と行い、後い管理し業務を行う。
すく、上記以外の右のグループは、現在行われている確認作業を継続して行い、管理し業務を行う。
- (2) 事業主が届出するときは、新規に付与した氏名、生年月日の確認を義務化するとともに、関係行政機関との連携を強化し、氏名、生年月日の確認すべしである。
- (3) 市町村において、住所を移動する際の転出証明書に必須事項として、基礎年金番号の表示を義務化すべしである。

答案票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(1) 新採用時(昭和20年4月)同氏を全機管理、配属され、その時
被保護者の機材より同紙台帳で管理するべく必要と疑問
が有った。しかし、支司から、機材管理、切り替へるまでの対応
と教えられるに至つた。

(2) 昭和の年表から昭和の年表を取り出すが、徹底的にその整理へ切り替える作業として、才取の年表も、これを並列して作すの基本として、切り替える必要あり。その後、昭和史を分張から、細細記録を「さん孔外つらつら」で打孔し、打ち出、此の一番表と昭和史を分張と統一した後、新しい表をその昭和史の業務へ変更。昭和史の「さん孔外つらつら」機の列は、近頃が近く、次の項目をふくむのが待てない状態である。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 担保債名、債名、担保記録の明細は、担保記録と債名とのみならず、
 終了後、前回の事務処理の担保債名見舞と担保債事務所の行方
 (10月頃 - 2月頃第四回担保債)止、担保債事務所の担保債名分限
 の担保記録の照会確認し担保記録の記入も止むに努む。

(2) 反省策として
 公営記録の保護制度の表示は、幾つもの国民年金の強引な普及が
 原因ではないか。時の経過によって制度が困難な状態になること
 が予想され、国民年金で約60年、国民年金で約49年経過してい
 る。
 しかし、この公営記録と国民年金制度発足時の基礎年金番号の導入
 時に、国民的公平策として打ち立てたことが反省に及ぶ。
 公営年金記録と公営年金とが管理し国民に伝達される
 制度になっていくと思つてゐる。
 5000万件の公営年金記録があること外に、信じられない年金で、
 (3) 社会保障に難をわづらふとして責任を感じてゐる年金に中
 断を思つてゐる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の処理方法でよいと思う。

最終的には全件についての解決が望ましいことを十分説明すべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ 我々請求時に総合処理をすればよい、との認識であり、特に問題意識はなかった。
- ・ 一連の報道で具体的な内容を知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 庁が早い段階で全容(内閣案)を示し処理を進めるべきだった。
- ・ 地方の取組は、具体的に承知し、やり取りが多かった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

宿務親戚問題については、その重要な部分である。前記基礎金は、
 今年暮れから提出せらる一大事業として、全戸体制に当り、約2ヶ月
 先の期日と要決定処理に思ひつております。
 主要な各地区の形質がおもむき、事業の担当者へ資金品帳などの持参
 頂上、旧時代報酬など実合算等級に決定、処理したものが、す
 ばう人未記入者、加入年月日の相違を判断したものは、担当者から届出を
 頂上、かつアブオ、翌年もホオノ一大事業として同様の処理といたし
 返し記録し、進捗したものとす。
 この処理は毎年、毎年電直上に送付して行つておるので、完璧な切欠で
 ございます。当時現当りの支障、関係の方さんにも、この負担と見
 りのではありません。思ひます。どうか今後、新た年金が急に増えたりか
 らぬように、親戚のなりきん（わいふ）制度等より来一部期間内ばかりです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社会保険庁が行っている対策以外、私にはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたとき、年金記録は毎月年金適用事業所の毎月1日理を、年金基礎
を基として、被保険者の資格確認、報酬の算定、実施し、社会保険事務科に
記録の進捗をレポート、進捗レポート記録票により、業務課に確認、統合処理として
いることになっていた。全く問題があったとは認識してはいなかった。
矢張り、テレビ、新聞等々で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点はい、現行の年金記録の進捗のレポートは、先づ、
在籍時代、記録の進捗レポート、記録の進捗レポートは、
再確認を求めると、業務課の処理能力、改善すべきであった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画直級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

でした。当時、船員保険とは船舶所有者からの届書(5名分連記
 シンズリ)により地方庁用台帳(船舶個人名簿)に記入し、届書はシ
 ンズリにより名簿に記し、毎月船員保険課へ送達してました。その時
 から庁で一括して記録管理していたので、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和77年、千葉県保険課に採用されたとき、上司から課の壁際に積み重ねられていた、厚生年金被保険者台帳(紙台帳、ズック型、リュウズスタイルの背負い帯がついた木箱に分納)に付いて「これは保険課の貴重な財産で火災等災害時には最優先で搬出すること」と指示された。(記録は大事なものの理解)
社会保険庁へ年金認定請求書と通達する際、職圧書を添付することとされ、行では該当分の被保険者記録に併せて職圧書から指摘できる記録と追跡し、それと合算して裁定していると聞いた記憶がある。時期不詳ですが、庁ではその頃から不備な記録に困っていたのだと思う。

今日の新规定について対応を迫られてきたのに、一瞬に解明を求められては、不慣れなものは今に比べて、対応が難しく思います。
(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険関係事務処理が、手記ソロバン等による100%手処理だった時から今日の事務処理方式になる間には、その時々で職員の一生懸命な努力の検討努力があったと思います。現状への不満と反省から不備事項の改善や作業効率向上を重ねて今があるのだと思う。これが当然に必要です。

記録事務の節目
1. 事業主からの届出内容(現在はノーチェック)
2. 県による記録管理(昔そんな時期があったとか)
3. 地方庁から社会保険庁への通達時のミス
4. 社会保険庁における記録の入力管理のミス
事務処理の節目
ミスチェックはどうしたらよいのだろうか。(答にはなりません)

ご協力、ありがとうございました。

前略ごめんください。ご苦勞様です。申し訳ないような気持ちでいっぱいです。
この度、折角のおたずね頂き、なんとか少しでもお役に立てるようなこれまでの事務処理に伴う問題点や私的な意見を考えました。それを整理してまとめることができません。あつちのことでも、業務運営の参考になるようなことでもと思うのですが、ご寛容ください。
ただ記録管理事務に関しては、届書などの記録管理対象資料の流れ(受理、点検、進捗報告)の事務を担当する地方庁と、業務全般と記録管理を担当する社会保険庁。昔、私流に社会保険事業という大きく重たい荷物を運ぶのに、社会保険庁が御者、地方庁は馬。今ならドライバーと車輦の関係。御者が気張っても馬が動かなければ、重い荷物は運ばれないし、目的方向へ馬も頑張らせるのが御者の裁量、腕の見せ所と理解していました。社会保険庁の指示を忠実に執行して、届書などの記録管理対象資料(年金番号、氏名、生年月日、性別、取得喪失年月日、標準報酬月額など)を、そのままに正確に渡すことに努めました。今日問題点になっているいくつかの中では「記録の漏洩」は、マスコミの知る、知らせる権利、攻撃に守秘義務を守れなかった地方庁職員のミスでしょうが、事業運営の拙さ、超長期にわたる記録管理のヒズミなど大筋に係ることでも「馬」も悪者にされているのでは、地方庁の職責は立っ派がないでしょう。おたずねに全く答えにならず、申し訳ございませぬ。

近頃、視力が低下やヒザ痛などで会合を欠席し、関係の皆様に失礼しています。大変な時期に厄介なお仕事ご苦勞様です。頑張ってください。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1に述べたように問題を承知していないので方策等ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は特別な問題だとは思っていませんでした。
退任後に大騒ぎになったものと認識しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方では真面目に事務処理をし、記録を業務センターに送達しても、業務センターでの処理が外注等を含めあまりにも杜撰であったため、大量の未統合記録が生じたものと思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) ○(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 a. 事務局長 *平成11年度までは課長 ①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 e. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時、どのような問題が年金について考えられていたのか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金記録問題」の解決に向けて方策については、長い期間をかけられない状況下にあることから、思いきった作業員の動員により、1日の処理件数の促進を図り、短い期間で解決していくことが必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

原票期、機械入力期に携わったが、いずれも人による作業が中心であつたので、いかに転記誤り、入力誤りのない正確なものを進達するかであつた。

又「年金記録問題」の存在は、この何年か前からマスコミ報道で知つた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この対応については、人を代えて繰返しチェック作業を行ない、正確な進達につながるよう努めた。

しかし、もつとチェックに時間をかけていた上、件数が減っていたのでは、との思いもある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 年魚類に依る基礎的捕鯊データにあるものと同時に、重要で正確に管理されているものと認識している。
2. 5000万件以上の未統合記録があると報道されたこと
知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 仕事をしなくてはならぬ。絶対調査もあってはならない。あったというは、大勢中に認めない。正しくするため、これはしなくてはならない。現職改良に向けて責任を押しつけるべきではないと思う。その気持が、次の期間、新人に対するも行方を変えた。
1. 業務センターにおいてオンライン化する以前の記録管理が、パソコンにも入らず、杜撰に管理された点に憤りを覚えた。
 2. 基礎年金番号が導入された平成9年1月以降、記録の統一作業を行なっているが、もっとしっかりと整理されるべきであったと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 加入資格について

国民年金は、これまで市町村役場で受付していたことから、戸籍や住民票との確認が容易であり間違っている記録は少ないと思うが、厚生年金は、事業主から提出された内容で処理していたことから、これらも偽名や詐称があったと聞いている。

2. 保険料の納付について

① 国民年金については、納付の時刻、免除、納付先について、住民の多くは知らない。

② 厚生年金については、どこかに勤務して給与を貰っている人は加入していると思っている人が多い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 加入資格について

国民総背番号制が一斉と思うが、それ迄の間は初めて年金制度に加入する際には、年金種別を問わず、戸籍あるいは住民票を添付(記載事項証明でも可)する等の方策が必要では。

2. 保険料納付について

①②ともに、一層の広報が必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン切替の際に、一定の条件(年齢等)により行なわれると思うが、未切替者は、将来の年金請求時に整理する方向と認識していた。1か1個人の申出(記憶)により統合すること自体が危ういものであり、順次実施すべきであつたと思う(主として厚生年金)。これは、マスコミ率減額があつてから、やはり、そういうことにはなつたかと思つた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私が現役当時(特に基礎年金導入時)には、社保窓口での対応について、国民年金担当と厚生年金担当とで対応に違いがあつた。2号被保険者から1号被保険者への変更手続きについて、厚生年金窓口でも説明を要する点もあつたが、取扱いの認識の違いが大きく、十分は説明をもらえなかった状況もあつた。

又、年金制度は、内容が複雑であるので、誰でも自分の年金額を計算できる内容に改正する必要があると思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹(現職時) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたが存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らたのはいつ頃でしたか。

- ・年金記録問題を知ったのは退職してからです。(平成14年頃です)
- ・私はオンラインシステム処理が開始された時は、業務係長でしたので、事務処理に携わった者として責任を感じております。
- ・当時は、被保険者記録の入力から始めて、納付記録の入力と段階的に行ない、記録の入力後は入力リストと台帳と読み合せによる突合を実施しておりました。その時突合で不突合のものはすぐ訂正処理を行っておりました。このような問題は想像しておりました。
- ・当時突合等処理についてはアルバイトも雇用しておりました。突合照合については正確に行うよう徹底指導した事はおぼろそおります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別お叱り

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	①退職者
所属	本庁	②地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 ⑥ その他(事務局) 社会保険審査官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知っていることはない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職してすでに17年が経過し、年齢も77歳を過ぎて、残念ながら問題解決の方策など、持ち合わせていない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、加入者とその家族等の長期にわたる年金権の
継承となる重要な証明資料と認識している。

あのような記録問題の存在を知ったのは、平成19年5月初
旬のことと記憶している。(新聞・テレビの報道で)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

記録問題が表面化したのは、退職後、15年以上経過した
平成19年5月時点であり、対応できなかった。

また、現職当時、あのような記録問題が存在したなど
とは考えもしなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課の国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 (平成11年度までは主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

問題の解決は、非常にむずかしい。
 ○ 旧名帳とオンライン上の記録
 ○ 保険料の未付記録(旧名帳)が記録されていない
 オンラインと旧名帳とが記録されていない、など。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

難解である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、将来にわたって、正確に記録されなければならぬ。
そのような問題がでてくることも
想定している

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省している

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が在年月日、氏名等が不一致で統合
できていないと、平成9年度の基礎年金番号導入
時に見解の相違などを感じた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年齢給付の裁定請求時に本人からの職歴等の申立て
を重視し、解消していくしかないのかと、思っていた。
予算的な問題から徹底した本人照会をすべきで
あったのかとも思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。全者の

・日本全国の国家公務員すべての人員の1割(10%)
 を、コンピュータ記録と紙の記録とに振り分けられ
 は、人件費ゼロで対応できる。
 どうせ、社会保険庁以外の役所はヒマそうなの
 で、
 ちー、社会保険庁以外の役所の業務が多少停滞しても
 すぐに数年で取りかえせると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・未納合算記録が5000万件もあるとは、まったく知らなかった。せいぜい数万件だと思っていた。
- ・^{未納合算記録は、}年金記録問題は、長妻昭氏の国会での追及ではじめて知った。(2〜3年前)
- 老齢年金の裁定時にすべて合算(記録)されるものと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・老齢年金の裁定時に基礎年金番号と記録合算の点、問題ないと思っていた。
- ・反省点(大局的に見て)
 - ①、年金制度の設計がまちがっていた。(国民年金制度と基礎年金番号制度を設けるべきだった)
 - ②、自民党政府と官僚の巧みによる国民を無視した政治と行政。
 - ③、梅村のみを主張し、義務を軽んじたネolibの労働組合(国交評議会)の活動。
- ・反省点(自分自身)

自分の仕事で国民にとってどうあるべきかを、常に問題意識としてとらえていなかったこと。

※以上、おし事を許ください。 ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道な作業ですが、記録 / 付 / 件 / 実 / 名 / も / 1 / つ / つ / よ / り / 分 / 配 / が / 必 / ず / 行 / け / る / よ / う / に / 努 / 力 / し / ます / 。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

標準報酬の変動等は、事業主からの届出で
思っていた

ミスコミ報道の後には知った

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このようにことは 知っていた

収納率を第1優先としていること

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

無し。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らたのはいつ頃でしたか。

- ① 大変な問題と認識していた。
- ② 問題が起った時に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 解決に向けて努力した。
- ② 特に無し。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

承知している。年金記録
の発生は、年金記録の発生
の発生は、年金記録の発生
の発生は、年金記録の発生
の発生は、年金記録の発生

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政府の決定は、年金記録
の発生は、年金記録の発生
の発生は、年金記録の発生
の発生は、年金記録の発生
の発生は、年金記録の発生

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険への信頼を失いかねない問題と認識しました。
いわゆる「5,000万件」問題で知られた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場では負給者被保険者
を登録国庫でこの取扱い
体制を考案実施。
相手を

反省というよりも、地道に著実に
対応することが大事と思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

將 刊 出

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

正確の記録の整備の基づく処理

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・紙介長も、コンピュータ収録する際、業務エラーの不鮮明認識(問題発生の際は19年頃)にて。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記録の突合の？で22限り実行は、しかし、紙介長も現物も多く
ミクロフィルムからの検索の不明瞭が多く、18年頃より
18年以降は、突合を22年とある。
・社会保障事務の記録は、全く業務エラーでコンピュータ収録
あり、各部署の重要性の認識が希薄な点。